

三理事 六名

四會計主任 壹名 (常務員ニ兼任スルコトヲ得)

五常務員

六、船内幹事(各船ニ名宛)

七、顧問及囑託

本会ノ趣旨ニ賛成シ又労働問題ニ精通ノ士ヲ顧問及囑託トス

但上述ノ役員中會長、常務理事、會計主任、常務員ハ有給トシ其他ハ無給トス

第九條 役員ノ任期 本会ノ役員ノ任期ヲ滿三年トス

但シ再選ヲ妨ケス 補決選舉ノ場合ハ前任者ノ残存期間ヲ継承スルモノトス

第十條 役員選定方法 本会ノ役員選定ノ方法ニ関シテハ本

長、常務理事、理事等ハ一般會員ノ投票ニ依リ選定スルモノトス

第十一條 選舉方法 役員選舉ハ改選前年八月壹日ヨリ

翌年月七日迄ノ間ニ投票ヲ下シ選舉當日迄ニ到着

シタルモノハニテ有効トス

一、記名投票タル事

二、選舉用紙ハ本部ヨリ送附スル用紙ニ限ル

三、投票閉箱ニ関シテハ會長、常務理事及理事三名以上並ニ在港船舶内幹事及會々立會ノ上行ヲセ

ノトス

四、船内幹事ハ船内會々ノ互選ニ依ルモノトス

但本部ヨリ推薦スル事ヲ得

第十二條 役員ノ職制